

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

◇鳥取海区漁業調整委員会告示第一号  
整委員会告示  
えごのりの採捕の禁止

### 海区漁業調整委員会告示

鳥取海区漁業調整委員会告示第一号

えごのり(方言いぎす)漁業の調整を図るため、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定に基づき、次のとおりえごのりの採捕を禁止する。

昭和三十七年七月二十日

鳥取海区漁業調整委員会会長 博 田 義 雄

一 禁止する漁場の位置及び区域 海共第二十号、第二十一号、第二十二号、第二十四号共同漁業権漁場区域

二 禁止する期間 昭和三十七年七月二十一日午前零時から昭和三十七年七月二十五日午前五時まで